

ホテル椿山荘東京（以下「当ホテル」といいます）では、挙式・披露宴（以下「ご婚礼」といいます）のご契約及び当ホテルのご利用に関して次の通り定めておりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

第1条 ご契約の成立

- ① ご婚礼のご契約に際して申込金（20 万円）をお支払いいただきます。この申込金はご婚礼当日以後に行われる精算の際に充当され、余剰が生じた場合には返金いたします。
- ② お客様双方による申込書へのご署名と申込金のお支払いをもちまして、ご契約は成立いたします。

第2条 お支払い

- ① 当ホテルからご提示させていただきました最終見積金額を、ご婚礼当日の 7 日前までに現金又は銀行振込みにてお支払いいただきます。最終見積書発行後の変更差額分につきましては、ご婚礼当日から 30 日以内に精算させていただきます。
- ② 解約料・日程変更料は、解約日又は変更日より 1 か月以内にお支払いください。
- ③ ご婚礼代金、解約料又は日程変更料のお支払いに問題が発生した場合、お客様双方にて連帯してお支払いください。
なお、万が一お支払いをいただけない場合には、ご両家の皆様にご相談させていただくことがございます。

第3条 ご婚礼時間の超過と追加料金

- 宴会場等の使用開始から終了までのご契約時間（以下「宴会時間」といいます）については所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合には追加室料をお支払いいただきます。また、手配スタッフ（当ホテル手配の司会者、音楽奏者及びカメラマン等）の時間の延長についても追加料金をお支払いいただきます。但し、次の宴会場使用開始時刻との関係で宴会時間の延長に応じかねる場合と、次のスケジュールとの関係で手配スタッフの拘束時間の延長に応じかねる場合がございますので予めご了承ください。

第4条 人数の確定

- 最終打合せで確定いたしました料理等をご用意する人数（以下「確定人数」といいます）の変更については、ご婚礼当日の 14 日前の 17 時までにブライダルサロン担当者までご連絡ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、確定人数より減少した場合でも確定人数分の料金をお支払いいただきます。なお、確定人数から増員される場合には、同じ商品やサービスをご提供できない場合があること、及び追加料金が発生することを予めご了承ください。

第5条 料理の持ち帰り

- 当日提供いたします料理は、宴会場においてお召上がりいただけるように用意しております。卓上の料理をお持ち帰りになることは、食品衛生上、お持ち帰り用として用意いたしました料理（折詰、赤飯折入等）以外はお断りさせていただきます。

第6条 駐車場のご利用

- 当ホテルの駐車場をご利用される場合は、駐車場内に掲示しております駐車場利用規約を遵守してください。

第7条 お客様による直接手配・お持込

- ① お客様による料飲サービススタッフの直接手配、料理・飲物・会場装花・卓上装飾・生ケーキ等のお持込はお断りさせていただきます。
- ② 新郎新婦の衣裳・引出物・送賓ギフトのお持込及びカメラマン・司会者の直接手配に関しましては所定のお取扱料をお支払いいただきます。
- ③ ご婚礼において、他のお客様のご迷惑になる恐れのある楽器類（例：和太鼓・エレキギター・吹奏楽器）のご使用はご遠慮いただく場合がございます。
- ④ 装飾品・配布物・機材等設営・バンド等（特に搬入・搬出が必要となるもの）をお客様がご用意する場合は、直接手配をされる前に必ずお申し出ください。なお、了承いたしかねる場合がございます。
- ⑤ お客様が直接手配・お持込された事項に関してトラブル等が発生した場合は、当ホテルは責任を負いかねますので予めご了承ください。但し、所定の手続きを経てお預かりしたお持込品について、明らかに当ホテルの責により破損等のトラブルが発生したときには、対象品相当額の返金をもって補償させていただくものとし、それ以上の責任は負いかねますので予めご了承ください。

第8条 ご祝儀等の現金・貴重品の管理について

- ☐ ① ご婚礼における、ご祝儀等の現金・貴重品の管理については、お客様の責任のもと管理してください。お客様及びご出席のお客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、当ホテルは責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ☐ ② セイフティボックスをご使用になる場合は「セイフティボックス使用規程」を別途ご確認いただきご同意のうえご利用ください。

第9条 ご婚礼中の事故・怪我など

- ☐ ① 応急処置・救急車の手配等は、誠意を持って対応いたします。
- ☐ ② お客様及びご出席のお客様の不注意による事故・怪我などにつきましては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除いて、当ホテルは責任を負いかねますので予めご了承ください。

第10条 禁止事項

次に掲げる事項につきましては禁止させていただきますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ☐ ① 大音響を発するもののお持込
- ☐ ② 犬・猫・その他の動物のお持込（但し、盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）
- ☐ ③ 発火若しくは引火性のあるもの又は危険物・有毒物その他の有害毒物のお持込
- ☐ ④ 悪臭を発するもの、その他不快感を与えるもののお持込
- ☐ ⑤ 什器備品の移動、又は持ち去り
- ☐ ⑥ 風紀を乱す行為、又は喧嘩行為など他のお客様の迷惑になるような行為
- ☐ ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力の利用
- ☐ ⑧ 使用目的以外でのご利用
- ☐ ⑨ 第三者の権利を侵害する映像や画像等のお持込、使用又は上映（市販楽曲を用いて映像等を自作される際には音楽著作権の許諾が必要となりますので、予め担当スタッフまでご相談ください。）
- ☐ ⑩ 当ホテルとのご契約内容や見積額等について当ホテルの同意を得ないままでの対外的な開示（SNSへの投稿を含みますが、それに限られません。）
- ☐ ⑪ その他法令で禁じられている行為

第11条 撮影記録

- ☐ ① 神殿・チャペル内でのお席以外での撮影・フラッシュ撮影及び写真スタジオ内での撮影はご遠慮ください。
- ☐ ② 写真スタジオの撮影データにつきましては、保証保存期間を撮影後2年間とさせていただきます。
- ☐ ③ スナップ・ビデオ撮影いたしましたバックアップデータは、保証保存期間を撮影後6か月間とさせていただきます。
- ☐ ④ 撮影には万全を尽くしておりますが、撮影データの全部又は一部を消失した場合には、販売価格の全額又はその一部の返金をもって補償とさせていただきます。

第12条 その他

- ☐ ① ご契約後のご婚礼パッケージプランの変更及び紹介・割引特典のお申し出につきましては承りかねますのでご了承ください。
- ☐ ② 各種ご紹介・割引特典等の重複はいたしかねますのでご了承ください。

第13条 損害賠償

- ☐ お客様（お客様側の全ての関係者を含みます。）及びお客様が直接手配された業者の方々は、当ホテルの施設・什器備品等を破損・損傷することのないよう十分ご注意ください。万一、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、お客様若しくはお客様の関係者が速やかにその修復をしていただくか、又はその損害を賠償していただきます。

第14条 免責事項

次に定める事由に該当する場合には、当ホテルは賠償責任を負いません。

- ☐ ① 自然災害、火災、その他当社の責に帰することのできない事由により、施設の全部又は一部が滅失又は毀損するなどご婚礼の履行が不可能又は著しく困難になったとき
- ☐ ② 法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、又は緊急事態宣言など行政機関からの要請又は命令等により、施設の全部又は宴会場を使用できない場合など、当社の責に帰することのできない事由により、ご婚礼の履行が不可能又は著しく困難になったとき上記の場合、別日程、別会場をご案内させていただく場合がございます。

第 15 条 ご婚礼の申込みのお断り及びご契約の解除

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます。)が次に掲げる事項に該当する場合には、ご婚礼の申込みをお断りするか、ご契約を解除させていただきます。なお、解除の場合には第 17 条に記載された解約料を違約金としてお支払いいただきます。

- ☐ ① 次の事項に該当する者がいる場合
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」といいます)
 - ・暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - ・法人又は団体でその役員が暴力団等に該当するときの関係者
- ☐ ② 法令若しくは公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、又は他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をする
と当ホテルが判断したとき
- ☐ ③ 当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき
- ☐ ④ 利用の目的・人数・態様等に照らし、他のお客様の生命、身体、財産を害する恐れがあると認められる者がいるとき
- ☐ ⑤ お客様の利用に関し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、他の宿泊客や近隣住民に迷惑がかかると当ホテルが合理的に判断
したとき
- ☐ ⑥ 伝染病に罹患した、又はその恐れがあると診察されたとき
- ☐ ⑦ この挙式・披露宴規約に違反したとき

第 16 条 ご了承いただく事項

- ☐ 当ホテルにおきましては、会場内装・外観及びエントランスといった敷地内環境を修繕又は改装することがあります。当該修繕
又は改装を実施するに際しましては、概要が決まり次第お客様に改装実施の時期及び改装後のイメージにつきご案内をさせてい
たいただきます。また、当ホテルの周辺環境や眺望が変わる場合がございますこともあわせてご了承ください。

第 17 条 解約料

- ☐ すすでにお申込みいただいたご婚礼を、お客様のご都合により解約される場合は、所定の解約料をお支払いいただきます。解約料
規定については次の通り、「ご婚礼解約料」と「その他付帯する事項の解約料」の合計金額となりますので、解約のお申し出後
にブライダル担当者より解約料をご提示いたします。なお、ご婚礼の解約は、お客様双方より直接当ホテルへご連絡をいただい
た日をもって「解約日」とし、対応させていただきます。

☐ <ご婚礼解約料>

解約日	解約料
申込日⇒ご婚礼当日より 181 日目以前	申込金の 50%
ご婚礼当日の 180 日前より 150 日目前まで	申込金の全額及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 149 日前より 120 日目前まで	申込金の全額と「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 6%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 119 日前より 90 日前まで	申込金の全額と「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 20%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 89 日前より 30 日前まで	申込金の全額と「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 30%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 29 日前より 10 日前まで	申込金の全額と「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 50%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 9 日前より前日まで	申込金の全額と「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 80%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日	申込金の全額と「その他付帯する事項」を除いた見積金額の 100%及び印刷物等の実費

- ☐ ※「実費」とは印刷済みの招待状や筆耕代、その他販売した商品に消費税を加えた合計金額を指します。
- ☐ ※「見積金額」とは、最も新しく提出した見積金額内容に準拠するものとし、見積金額はサービス料及び税金を除いた金額が対
象となります。なお、「中間打合せ」以前の場合にはご契約時の見積金額といたします。
- ☐ ※「その他付帯する事項」とは、下記に列挙された商品またはサービスのうち正式な発注後のものを指します。正式な発注前の
商品またはサービスの見積額は、上記の「見積金額」に含まれます。
(上記 3 点の※は、以下「18.ご契約後の日程変更について」も同様です。)
- ☐ ※「挙式」と「披露宴」双方のご契約をした後にいずれか一方のみ中止する場合には、開催しない方の見積金額を基準として算
定される解約料をお支払いいただきます。なお、いずれか一方を中止した場合においては、ご契約時のプラン・割引等の適用
外となり、すべて正規の金額でのご提供となります。

□ <その他付帯する事項の解約料>

項目	解約日	解約料
司会者	司会者決定日から 6 日目より司会者との打合せ前まで	定価の 20%
	司会者との打合せ後よりご婚礼当日まで	定価の 50%
	ご婚礼当日	定価の全額
生演奏	ご婚礼当日の 14 日前より 8 日前まで	定価の 20%
	ご婚礼当日の 7 日前より前日まで	定価の 50%
	ご婚礼当日	定価の全額
映像・演出	ご婚礼当日の 31 日前より	定価の 50%
衣裳(列席者も含む) ※店舗により異なる場合がございます	衣裳契約日以後 11 日目よりご婚礼当日の 31 日前まで	定価の 30%
	ご婚礼当日の 30 日前より 8 日前まで	定価の 50%
	ご婚礼当日の 7 日前より当日	定価の全額
会場装花・ブーケ	ご婚礼当日の 13 日前より 5 日前まで	定価の 80%
	ご婚礼当日の 4 日前より当日	定価の全額

□ ※上記項目以外にもお申込内容により解約料が発生する場合がございます。なお、正式な発注後である場合に限られます。

□ ※司会者決定日とは、司会者よりお客様へご決定のご連絡をした日を指します。

□ ※ご婚礼自体ではなく、注文済アイテムの個別解約の場合も上記解約料となります。

第 18 条 ご契約後の日程変更について

□ すすでにお申しいただいたご婚礼の開催予定日を延期される場合は、下記の日程変更料とそれまでに要した実費をお支払いいただきます。なお、お客様双方より直接当ホテルへご連絡をいただいた日をもって「変更日」とし、対応させていただきます。

□ ※変更先の日程に関しては「変更日」より 1 年以内とし、1 回に限りお受けいたします。

□ ※変更先の日程により、ご契約時のプラン・割引等の条件は適用できない場合がございます。

変更日	変更料
ご婚礼当日より 120 日前以前	印刷物等の実費
ご婚礼当日の 119 日前より 90 日前まで	見積金額の 5% 及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 89 日前より 60 日前まで	見積金額の 10% 及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 59 日前より 30 日前まで	見積金額の 15% 及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 29 日前より 10 日前まで	見積金額の 25% 及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の 9 日前より前日まで	見積金額の 60% 及び印刷物等の実費
ご婚礼当日	見積金額の 100% 及び印刷物等の実費

□ ※日程変更後にご婚礼を解約される場合は、その解約時点で発生する解約料の他に、変更日より申込時のご婚礼開催予定日まで
の解約料をお支払いいただきます。

第 19 条 ご契約時の確認

□ ご契約に関しましてこの「挙式・披露宴規約」記載内容をご同意いただいたものとさせていただきますので、ご確認・ご了承くださいませようお願い申し上げます。

(2022 年 1 月 1 日現在)

画面に表示された英数字を
ご記入ください

お申込日 年 月 日

ご新郎芳名

ご新婦芳名

様

様